

義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案要綱

第一 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正

一 公立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程の教職員定数の標準の改正

教頭及び教諭等の数について、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）又は中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）の児童又は生徒の数、障害に応じた特別の指導が行われている児童又は生徒の数、日本語を理解し、使用する能力に応じた特別の指導が行われている児童又は生徒の数及び初任者研修を受ける者の数に応じて新たに教員の数を算定するものとすること。

（第七条第一項第四号から第七号まで関係）

二 公立の特別支援学校の小学部及び中学部の教職員定数の標準の改正

教頭及び教諭等の数について、日本語を理解し、使用する能力に応じた特別の指導が行われている児童及び生徒の数並びに初任者研修を受ける者の数に応じて新たに教員の数を算定するものとすること。

（第十一条第一項第五号及び第六号関係）

三 共同学校事務室に係る教職員定数の算定に関する特例

教職員定数の算定に関する特例に第四の一の共同学校事務室が置かれている場合を追加するものとすること。

(第十五条第五号関係)

第二 義務教育費国庫負担法の一部改正

学校生活への適応が困難であるため相当の期間学校を欠席していると認められる児童又は生徒に対し
て特別の指導を行うための教育課程及び夜間その他特別の時間において主として学齢を経過した者に対
して指導を行うための教育課程の実施を目的として、都道府県立の義務教育諸学校に配置される教職員
の給与及び報酬等に要する経費を国庫負担の対象に加えるものとすること。 (第二条第三号関係)

第三 学校教育法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正 事務職員の職務について、事務をつかさどるものとすること。 (第三十七条第十四項関係等)

第四 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正

一 共同学校事務室

1 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校のうちその指定する

二以上の学校に係る事務（学校教育法第三十七条第十四項の規定により事務職員がつかさどる事務その他他の事務であつて共同処理することが当該事務の効果的な処理に資するものとして政令で定めるものに限る。）を当該学校の事務職員が共同処理するための組織として、当該指定する二以上の学校のうちいづれか一の学校に、共同学校事務室を置くことができる」とすること。

（第四十七条の五第一項関係）

- 2 共同学校事務室に、室長及び所要の職員を置くこととし、室長は、共同学校事務室の室務をつかさどるものとすること。
（第四十七条の五第二項及び第三項関係）
- 3 共同学校事務室の室長及び職員は、1による指定を受けた学校であつて、当該共同学校事務室がその事務を共同処理する学校の事務職員をもつて充てるものとすること。

（第四十七条の五第四項関係）

二 学校運営協議会

- 1 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めな

ければならないものとすること。ただし、二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合として文部科学省令で定める場合には、二以上の学校について一の学校運営協議会を置くことができる」とすること。

(第四十七条の六第一項関係)

2 学校運営協議会の委員に第五の二の地域学校協働活動推進員その他の対象学校（当該学校運営協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。以下同じ。）の運営に資する活動を行う者を加えるものとすること。

(第四十七条の六第二項関係)

3 対象学校の校長は、2の委員の任命に関する意見を教育委員会に申し出ることとすること。

(第四十七条の六第三項関係)

4 学校運営協議会は、対象学校の教育課程の編成等についての基本的な方針に基づく対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者その他の関係者の理解を深めるとともに、対象学校とこれらの者との連携及び協力の推進に資するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めるものとすること。

(第四十七条の六第五項関係)

5 学校運営協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関して教育委員会規則で定める事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べることができることとする。

(第四十七条の六第七項関係)

6 教育委員会は、学校運営協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、当該学校運営協議会の適正な運営を確保するためには必要な措置を講じなければならないものとすること。 (第四十七条の六第九項関係)

第五 社会教育法の一部改正

一 教育委員会が講ずべき地域学校協働活動に係る措置

都道府県及び市町村の教育委員会は、地域住民その他の関係者が学校と協働して行う地域学校協働活動の機会を提供する事業を実施するに当たっては、地域住民等の積極的な参加を得て当該地域学校協働活動が学校との適切な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるよう、地域住民等と学校との連携協力体制の整備、地域学校協働活動に関する普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとすること。

(第五条第二項及び第六条第二項関係)

二 地域学校協働活動推進員

教育委員会は、地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図るため、社会的信望があり、かつ、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者の中から、地域学校協働活動推進員を委嘱することができることとし、地域学校協働活動推進員は、教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行うものとすること。

（第九条の七関係）

第六 附則

一 この法律は、平成二十九年四月一日から施行するものとすること。

（附則第一条関係）

二 都道府県小中学校等教職員定数及び指定都市小中学校等教職員定数又は都道府県特別支援学校教職員定数及び指定都市特別支援学校教職員定数の標準については、平成三十八年三月三十一日までの間は、

公立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の児童又は生徒の数及び教職員の総数の推移等を考慮し、この法律による改正後の教職員定数の標準に漸次近づけることを旨として、毎年度、政令で定めるものとすること。

（附則第二条関係）

三 この法律による改正後の義務教育費国庫負担法の規定は、平成二十九年度以降の年度の予算に係る国の負担について適用し、平成二十八年度以前の年度に係る経費につき平成二十九年度以降の年度に支出される国の負担については、なお従前の例によるものとすること。
（附則第三条関係）

四 この法律の施行に関し必要な経過措置を政令で定めるものとすること。
（附則第四条関係）

五 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十七条の六の規定の施行の状況、学校教育を取り巻く状況の変化等を勘案し、学校運営協議会の活動の充実及び設置の促進を図る観点から、学校運営協議会の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとすること。

（附則第五条関係）

六 その他関係法律について所要の改正を行うこと。

（附則第六条及び第七条関係）

義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律

(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正)

第一条 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第百十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項の表小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）の項中「特別支援学級」の下に「（以下この表及び第七条第一項第五号において単に「特別支援学級」という。）」を加え、同表中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）の項中「学校教育法第八十一条第二項及び第三項に規定する」を削る。

第七条第一項中第五号を第九号とし、第四号を第八号とし、第三号の次に次の四号を加える。

四 次の表の上欄に掲げる児童又は生徒の数の区分ごとの小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）

又は中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）の数にそれぞれ当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数の合計数

児童又は生徒の数	乗ずる数
二百人から二百九十九人まで	○・二五
三百人から五百九十九人まで	○・五〇
六百人から七百九十九人まで	○・七五
八百人から千百九十九人まで	一・〇〇
千二百人以上	一・二五

五 小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）又は中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）において障害に応じた特別の指導であつて政令で定めるものが行われている児童又は生徒（特別支援学級の児童又は生徒を除く。）の数にそれぞれ十三分の一を乗じて得た数の

合計数

六 小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）又は中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）において日本語を理解し、使用する能力に応じた特別の指導であつて政令で定めるものが行われている児童又は生徒の数にそれぞれ十八分の一を乗じて得た数の合計数

七 小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）又は中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）の教諭、助教諭及び講師のうち教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十三条第一項に規定する初任者研修（第十一条第一項第六号において単に「初任者研修」という。）を受ける者の数にそれぞれ六分の一を乗じて得た数の合計数

第十一条第一項中第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、第四号の次に次の二号を加える。

五 小学部及び中学部において日本語を理解し、使用する能力に応じた特別の指導であつて政令で定めるものが行われている児童及び生徒の数に十八分の一を乗じて得た数

六 小学部及び中学部の教諭、助教諭及び講師のうち初任者研修を受ける者の数に六分の一を乗じて得た数

第十五条第三号中「障害のある児童又は生徒に対する特別の指導が行われていることその他」を削り、

同条第五号中「前期課程」の下に「において当該学校を含む二以上の学校に係る事務を共同処理する共同学校事務室（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第二百六十二号）第四十七条の五第一項に規定する共同学校事務室をいう。）が当該学校に置かれていることその他これらの学校」を加

え、同条第六号中「（昭和二十四年法律第一号）」を削る。

第十六条第一項中「第七条第一項第四号」を「第七条第一項第八号」に、「第十一条第一項第五号」を「第十一条第一項第七号」に改める。

（義務教育費国庫負担法の一部改正）

第二条 義務教育費国庫負担法（昭和二十七年法律第三百三号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

三 都道府県立の義務教育諸学校（前号に規定するものを除く。）に係る教職員の給与及び報酬等に要する経費（学校生活への適応が困難であるため相当の期間学校を欠席していると認められる児童又は生徒に対して特別の指導を行うための教育課程及び夜間その他特別の時間において主として学齢を経過した者に対して指導を行うための教育課程の実施を目的として配置される教職員に係るものに限る。）

（学校教育法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正）

第三条 次に掲げる法律の規定中「に従事する」を「をつかさどる」に改める。

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三十七条第十四項

一 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七

号）第十四条第十五項

（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正）

第四条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

に改める。

（）

「第三節 共同学校事務室（第四十七条の五
目次中「第三節 学校運営協議会（第四十七条の五）」を
第四節 学校運営協議会（第四十七条の六

）」
第四条第五項中「第四十七条の五第二項」を「第四十七条の六第二項第二号及び第五項」に改める。

第四十七条の五第一項及び第二項を次のように改める。

教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該学校の運

當及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くよう努めなければならない。ただし、二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合として文部科学省令で定める場合には、二以上の学校について一の学校運営協議会を置くことができる。

2 学校運営協議会の委員は、次に掲げる者について、教育委員会が任命する。

一 対象学校（当該学校運営協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。以下この条において同じ。）の所在する地域の住民

二 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者

三 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第九条の七第一項に規定する地域学校協働活動推進員

その他の対象学校の運営に資する活動を行う者

四 その他当該教育委員会が必要と認める者

第四十七条の五第八項中「指定学校の指定及び指定の取消しの手続、指定の期間、」を削り、同項を同条第十項とし、同条第七項中「著しく」を削り、「当該指定学校」を「対象学校」に改め、「著しい」を削り、「その指定を取り消さなければ」を「当該学校運営協議会の適正な運営を確保するために必要な措

置を講じなければ」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項中「指定学校」を「対象学校」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「当該指定学校」を「対象学校」に、「関する事項」を「関して教育委員会規則で定める事項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「当該指定学校」を「対象学校」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「指定学校」を「対象学校」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の二項を加える。

5　学校運営協議会は、前項に規定する基本的な方針に基づく対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者その他の関係者の理解を深めるとともに、対象学校とこれらの者との連携及び協力の推進に資するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めるものとする。

第四十七条の五第二項の次に次の二項を加える。

3　対象学校の校長は、前項の委員の任命に関する意見を教育委員会に申し出ることができる。

第四章第三節中第四十七条の五を第四十七条の六とする。

第四章中第三節を第四節とし、第二節の次に次の一節を加える。

第三節 共同学校事務室

第四十七条の五 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校のうちその指定する二以上の学校に係る事務（学校教育法第三十七条第十四項（同法第二十八条、第四十九条、第四十九条の八、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）の規定により事務職員がつかさどる事務その他の事務であつて共同処理することが当該事務の効果的な処理に資するものとして政令で定めるものに限る。）を当該学校の事務職員が共同処理するための組織として、当該指定する二以上の学校のうちいずれか一の学校に、共同学校事務室を置くことができる。

- 2 共同学校事務室に、室長及び所要の職員を置く。
- 3 室長は、共同学校事務室の室務をつかさどる。
- 4 共同学校事務室の室長及び職員は、第一項の規定による指定を受けた学校であつて、当該共同学校事務室がその事務を共同処理する学校の事務職員をもつて充てる。ただし、当該事務職員をもつて室長に充てることが困難であるときは、当該事務職員以外の者をもつて室長に充

てることができる。

5 前二項に定めるもののほか、共同学校事務室の室長及び職員に関し必要な事項は、政令で定める。

(社会教育法の一部改正)

第五条 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

目次中「社会教育主事及び社会教育主事補」を「社会教育主事等」に、「第九条の六」を「第九条の七」に改める。

第五条に次の二項を加える。

2 市町村の教育委員会は、前項第十三号から第十五号までに規定する活動であつて地域住民その他の関係者（以下この項及び第九条の七第二項において「地域住民等」という。）が学校と協働して行うもの（以下「地域学校協働活動」という。）の機会を提供する事業を実施するに当たつては、地域住民等の積極的な参加を得て当該地域学校協働活動が学校との適切な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるよう、地域住民等と学校との連携協力体制の整備、地域学校協働活動に関する普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

第六条中「前条各号」を「前条第一項各号」に、「第三号」を「同項第三号」に改め、同条に次の二項

を加える。

2 前条第二項の規定は、都道府県の教育委員会が地域学校協働活動の機会を提供する事業を実施する場合に準用する。

第二章の章名を次のように改める。

第二章 社会教育主事等

第二章中第九条の六の次に次の二条を加える。

(地域学校協働活動推進員)

第九条の七 教育委員会は、地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図るため、社会的信望があり、かつ、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、地域学校協働活動推進員を委嘱することができる。

2 地域学校協働活動推進員は、地域学校協働活動に関する事項につき、教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助

言その他の援助を行う。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。

(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（以下この条において「新標準法」という。）第六条に規定する都道府県小中学校等教職員定数及び指定都市特別支援学校教職員定数又は新標準法第十条に規定する都道府県特別支援学校教職員定数及び指定都市特別支援学校教職員定数の標準については、平成三十八年三月三十一日までの間は、これらの規定にかかわらず、公立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の児童又は生徒の数及び教職員の総数の推移等を考慮し、これらの規定に定めるところにより算定した標準となる数に漸次近づけることを旨として、毎年度、政令で定める。

(義務教育費国庫負担法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第二条の規定による改正後の義務教育費国庫負担法の規定は、平成二十九年度以降の年度の予算に係る国の負担について適用し、平成二十八年度以前の年度に係る経費につき平成二十九年度以降の年度に支出される国の負担については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(学校運営協議会の在り方の検討)

第五条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、第四条の規定による改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十七条の六の規定の施行の状況、学校教育を取り巻く状況の変化等を勘案し、学校運営協議会の活動の充実及び設置の促進を図る観点から、学校運営協議会の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部改正)

第六条 公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和三十六年法律第百八十八号）の一部を次のように改正する。

第十七条第六号中「第十一条第一項第六号」を「第十一条第一項第八号」に改める。

(国家戦略特別区域法の一部改正)

第七条 国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）の一部を次のように改正する。

第十二条の三第十一項の表地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）の項中「第四十七条の五第一項」を「第四十七条の六第一項」に改め、「除く」の下に「。以下この項において同じ」を加える。

理 由

義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るため、公立の義務教育諸学校の教職員定数の標準を改めるとともに、義務教育諸学校等の事務職員の職務内容を改めるほか、学校運営協議会の役割の見直し、地域学校協働活動推進員の制度の整備等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案 新旧対照表

○ 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第百十六号）〔第一条関係〕

（傍線部分は改正部分）

○ 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第百十六号）〔第一条関係〕

改 正 案

（学級編制の標準）

第三条（略）

2 各都道府県ごとの、都道府県又は市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下単に「指定都市」という。）を除き、特別区を含む。第八条第三号並びに第八条の二第一号及び第二号を除き、以下同じ。）町村の設置する小学校（義務教育学校の前期課程を含む。次条第二項において同じ。）又は中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。同項において同じ。）の一学級の児童又は生徒の数の基準は、次の表の上欄に掲げる学校の種類及び同表の中欄に掲げる学級編制の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数を標準として、都道府県の教育委員会が定める。ただし、都道府県の教育委員会は、当該都道府県における児童又は生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合は、この項本文の規定により定める数を下回る数を、当該場合に係る一学級の児童又は生徒の数の基準として定めることができる。

学校の種類	学級編制の区分	一学級の児童又は生徒の数
小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

（学級編制の標準）

第三条（略）

2 各都道府県ごとの、都道府県又は市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下単に「指定都市」という。）を除き、特別区を含む。第八条第三号並びに第八条の二第一号及び第二号を除き、以下同じ。）町村の設置する小学校（義務教育学校の前期課程を含む。次条第二項において同じ。）又は中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。同項において同じ。）の一学級の児童又は生徒の数の基準は、次の表の上欄に掲げる学校の種類及び同表の中欄に掲げる学級編制の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数を標準として、都道府県の教育委員会が定める。ただし、都道府県の教育委員会は、当該都道府県における児童又は生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合は、この項本文の規定により定める数を下回る数を、当該場合に係る一学級の児童又は生徒の数の基準として定めることができる。

学校の種類	学級編制の区分	一学級の児童又は生徒の数
小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

（平成二十九年四月一日施行）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による改正後の規定

児童又は生徒の数				学校教育法第八十一条 第二項及び第三項に規定する特別支援学級
			（略）	第一項第五号において単に「特別支援学級」という。）
		（略）	（略）	以下この表及び第七条

第七条 副校長、教頭、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭、教諭、助教諭及び講師（以下「教頭及び教諭等」という。）の数は、次に定めるところにより算定した数を合計した数とする。

一～三 （略）

四 次の表の上欄に掲げる児童又は生徒の数の区分ごとの小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）又は中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）の数にそれぞれ当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数の合計数

児童又は生徒の数				学校教育法第八十一条 第二項及び第三項に規定する特別支援学級
			（略）	第一項第五号において単に「特別支援学級」という。）
		（略）	（略）	以下この表及び第七条

第七条 副校長、教頭、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭、教諭、助教諭及び講師（以下「教頭及び教諭等」という。）の数は、次に定めるところにより算定した数を合計した数とする。

一～三 （略）

（新設）

二百人から二百九十九人まで	○・二五
三百人から五百九十九人まで	○・五〇
六百人から七百九十九人まで	一・七五
八百人から千百九十九人まで	一・〇〇
千二百人以上	一・二五

五 小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）又は中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）

育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）において障害に応じた特別の指導であつて政令で定めるものが行われている児童又は生徒（特別支援学級の児童又は生徒を除く。）の数にそれ

ぞれ十三分の一を乗じて得た数の合計数

六 小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）又は中学校（義務教

育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）において日本語を理解し、使用する能力に応じた特別の指導であつて政令で定めるものが行われている児童又は生徒の数にそれぞれ十八分の一を乗じて得た数の合計数

七 小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）又は中学校（義務教

育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）の教諭、

助教諭及び講師のうち教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号

）第二十三条第一項に規定する初任者研修（第十一条第一項第六号

において単に「初任者研修」という。）を受ける者の数にそれぞれ

六分の一を乗じて得た数の合計数

八 小学校の分校の数、中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）

の分校の数及び義務教育学校の分校の数の合計数に一を乗じて得た

数

九 次の表の上欄に掲げる寄宿する児童又は生徒の数の区分ごとの寄宿舎を置く小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程の数の合計数に当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる数を

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

四 小学校の分校の数、中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）

の分校の数及び義務教育学校の分校の数の合計数に一を乗じて得た

数

五 次の表の上欄に掲げる寄宿する児童又は生徒の数の区分ごとの寄宿舎を置く小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程の数の合計数に当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる数を

乗じて得た数の合計数

(表略)

2・3 (略)

第十一條 教頭及び教諭等の数は、次に定めるところにより算定した数を合計した数とする。

一～四 (略)

五 小学部及び中学部において日本語を理解し、使用する能力に応じた特別の指導であつて政令で定めるものが行われている児童及び生徒の数に十八分の一を乗じて得た数

六 小学部及び中学部の教諭、助教諭及び講師のうち初任者研修を受ける者の数に六分の一を乗じて得た数

七 特別支援学校の分校の数に一を乗じて得た数

八 次の表の上欄に掲げる寄宿する小学部及び中学部の児童及び生徒の数の区分ごとの寄宿舎を置く特別支援学校の数に当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数の合計数

(表略)

2

(教職員定数の算定に関する特例)

第十五条 第七条から第九条まで及び第十一條から前条までの規定により教頭及び教諭等、養護教諭等、栄養教諭等、寄宿舎指導員並びに事務職員の数を算定する場合において、次に掲げる事情があるときは、これらの規定により算定した数に、それぞれ政令で定める数を加えるものとする。この場合において、当該政令で定める数については、公立の義務教育諸学校の校長及び当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会の意向を踏まえ、当該事情に対応するため必要かつ十分なものとなるよう努めなければならない。

乗じて得た数の合計数

(表略)

2・3 (略)

第十一條 教頭及び教諭等の数は、次に定めるところにより算定した数を合計した数とする。

一～四 (略)

(新設)

五 特別支援学校の分校の数に一を乗じて得た数

六 次の表の上欄に掲げる寄宿する小学部及び中学部の児童及び生徒の数の区分ごとの寄宿舎を置く特別支援学校の数に当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数の合計数

(表略)

2

(教職員定数の算定に関する特例)

第十五条 第七条から第九条まで及び第十一條から前条までの規定により教頭及び教諭等、養護教諭等、栄養教諭等、寄宿舎指導員並びに事務職員の数を算定する場合において、次に掲げる事情があるときは、これらの規定により算定した数に、それぞれ政令で定める数を加えるものとする。この場合において、当該政令で定める数については、公立の義務教育諸学校の校長及び当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会の意向を踏まえ、当該事情に対応するため必要かつ十分なものとなるよう努めなければならない。

一・二 (略)

三 当該学校において、障害のある児童又は生徒に対する指導体制の整備を行うことについて特別の配慮を必要とする事情として政令で定めるもの

四 (略)

五 小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程において当該学校を含む二以上の学校に係る事務を共同処理する共同学校事務室（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第四十七条の五第一項に規定する共同学校事務室をいう。）が当該学校に置かれていることその他これらのことの学校において多様な教育を行うための諸条件の整備に関する事情であつて事務処理上特別の配慮を必要とするものとして政令で定めるもの

六 当該学校の教職員が教育公務員特例法第二十二条第三項に規定する長期にわたる研修を受けていること、当該学校において教育指導の改善に関する特別な研究が行われてることその他の政令で定める特別の事情

(分校等についての適用)

六 当該学校の教職員が教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十二条第三項に規定する長期にわたる研修を受けていること、当該学校において教育指導の改善に関する特別な研究が行われてることその他の政令で定める特別の事情

(分校等についての適用)

第十六条 第七条から第九条まで及び第十二条から前条までの規定（第七条第一項第八号、第八条第一号及び第二号、第八条の二第一号及び第二号、第九条第一号及び第二号並びに第十二条第一項第七号の規定を除く。）の適用については、本校及び分校は、それぞれ一の学校とみなす。

2・3 (略)

一・二 (略)

三 障害のある児童又は生徒に対する特別の指導が行われていることその他当該学校において、障害のある児童又は生徒に対する指導体制の整備を行うことについて特別の配慮を必要とする事情として政令で定めるもの

四 (略)

五 小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程において多様な教育を行うための諸条件の整備に関する事情であつて事務処理上特別の配慮を必要とするものとして政令で定めるもの

第十六条 第七条から第九条まで及び第十二条から前条までの規定（第七条第一項第四号、第八条第一号及び第二号、第八条の二第一号及び第二号、第九条第一号及び第二号並びに第十二条第一項第五号の規定を除く。）の適用については、本校及び分校は、それぞれ一の学校とみなす。

2・3 (略)

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

（平成二十九年四月一日施行）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための
関係法律の整備に関する法律による改正後の規定

（教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担）

第二条 国は、毎年度、各都道府県ごとに、公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部（学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第六条に規定する施設を含むものとし、以下「義務教育諸学校」という。）に要する経費のうち、次に掲げるものについて、その実支出額の三分の一を負担する。ただし、特別の事情があるときは、各都道府県ごとの国庫負担額の最高限度を政令で定めることができる。

一・二 （略）

三 都道府県立の義務教育諸学校（前号に規定するものを除く。）に

係る教職員の給与及び報酬等に要する経費（学校生活への適応が困難であるため相当の期間学校を欠席していると認められる児童又は生徒に対して特別の指導を行うための教育課程及び夜間その他特別の時間において主として学齢を経過した者に対して指導を行うための教育課程の実施を目的として配置される教職員に係るものに限る。）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための
関係法律の整備に関する法律による改正後の規定

（教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担）

第二条 国は、毎年度、各都道府県ごとに、公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部（学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第六条に規定する施設を含むものとし、以下「義務教育諸学校」という。）に要する経費のうち、次に掲げるものについて、その実支出額の三分の一を負担する。ただし、特別の事情があるときは、各都道府県ごとの国庫負担額の最高限度を政令で定めることができる。

一・二 （略）

（新設）

○ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）〔第三条関係〕

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>第三十七条 (略)</p> <p>②～⑬ (略)</p> <p>⑭ 事務職員は、事務をつかさどる。</p> <p>⑮～⑲ (略)</p>	<p>第三十七条 (略)</p> <p>②～⑬ (略)</p> <p>⑭ 事務職員は、事務に従事する。</p> <p>⑮～⑲ (略)</p>

○ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）

〔第三条関係〕

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（職員） 第十四条（略） 2 14 （略） 15 事務職員は、事務をつかさどる。 16 19	（職員） 第十四条（略） 2 14 （略） 15 事務職員は、事務に従事する。 16 19 （略）

○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）〔第四条関係〕

（傍線の部分は改正部分）

	改 正 案	
目次		
<p>第一章 総則（第一条—第一条の四）</p> <p>第二章 教育委員会の設置及び組織</p> <p>第一節 教育委員会の設置、教育長及び委員並びに会議（第二条—第十六条）</p> <p>第二節 事務局（第十七条—第二十条）</p> <p>第三章 教育委員会及び地方公共団体の長の職務権限（第二十一条—第二十九条）</p> <p>第四章 教育機関</p> <p>第一節 通則（第三十条—第三十六条）</p> <p>第二節 市町村立学校の教職員（第三十七条—第四十七条の四）</p> <p>第三節 共同学校事務室（第四十七条の五）</p> <p>第四節 学校運営協議会（第四十七条の六）</p> <p>第五章 文部科学大臣及び教育委員会相互間の関係等（第四十八条—第五十五条の二）</p> <p>第六章 雜則（第五十六条—第六十三条）</p> <p>附則</p> <p>（任命）</p> <p>第四条 （略）</p> <p>2～4</p>	<p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための 関係法律の整備に関する法律による改正後の規定</p> <p>（平成二十九年四月一日施行）</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条—第一条の四）</p> <p>第二章 教育委員会の設置及び組織</p> <p>第一節 教育委員会の設置、教育長及び委員並びに会議（第二条—第十六条）</p> <p>第二節 事務局（第十七条—第二十条）</p> <p>第三章 教育委員会及び地方公共団体の長の職務権限（第二十一条—第二十九条）</p> <p>第四章 教育機関</p> <p>第一節 通則（第三十条—第三十六条）</p> <p>第二節 市町村立学校の教職員（第三十七条—第四十七条の四）</p> <p>第三節 学校運営協議会（第四十七条の五）</p> <p>第五章 文部科学大臣及び教育委員会相互間の関係等（第四十八条—第五十五条の二）</p> <p>第六章 雜則（第五十六条—第六十三条）</p> <p>附則</p> <p>（任命）</p> <p>第四条 （略）</p> <p>2～4</p>	

5 地方公共団体の長は、第二項の規定による委員の任命に当たつては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうちに保護者（親権を行う者及び未成年後見人をいう。第四十七条の六第二項第二号及び第五項において同じ。）である者が含まれるようにならなければならない。

第三節 共同学校事務室

（新設）

第四十七条の五 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校のうちその指定する二以上の学校に係る事務（学校教育法第三十七条第十四項（同法第二十八条、第四十九条、第四十九条の八、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）の規定により事務職員がつかさどる事務その他事務であつて共同処理することが当該事務の効果的な処理に資するものとして政令で定めるものに限る。）を当該学校の事務職員が共同処理するための組織として、当該指定する二以上の学校のうちいずれか一の学校に、共同学校事務室を置くことができる。

4| 3| 2| 共同学校事務室に、室長及び所要の職員を置く。

室長は、共同学校事務室の室務をつかさどる。

4| 3| 2| 共同学校事務室の室長及び職員は、第一項の規定による指定を受けた学校であつて、当該共同学校事務室がその事務を共同処理する学校の事務職員をもつて充てる。ただし、当該事務職員をもつて室長に充てることが困難であるときその他特別の事情があるときは、当該事務職員以外の者をもつて室長に充てることができる。

5| 前三項に定めるもののほか、共同学校事務室の室長及び職員に関する事項は、政令で定める。

5 地方公共団体の長は、第二項の規定による委員の任命に当たつては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうちに保護者（親権を行う者及び未成年後見人をいう。第四十七条の五第二項において同じ。）である者が含まれるようにならなければならない。

第四十七条の六 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより

、その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めなければならない。ただし、二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合として文部科学省令で定める場合には、二以上の学校について一の学校運営協議会を置くことができる。

2| 学校運営協議会の委員は、次に掲げる者について、教育委員会が任命する。

一| 対象学校（当該学校運営協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。以下この条において同じ。）の所在する地域の住民

二| 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者

三| 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第九条の七第一項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者

四| その他当該教育委員会が必要と認める者

3| 対象学校の校長は、前項の委員の任命に関する意見を教育委員会に申し出ることができる。

4| 対象学校の校長は、当該対象学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該対象学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。

5| 学校運営協議会は、前項に規定する基本的な方針に基づく対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者その他の関係者の理解を深めるとともに、対象学校とこれらの者との連携及び協力の推進に資するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援

第四十七条の五 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより

、その所管に属する学校のうちその指定する学校（以下この条において「指定学校」という。）の運営に関して協議する機関として、当該指定学校ごとに、学校運営協議会を置くことができる。

2| 学校運営協議会の委員は、当該指定学校の所在する地域の住民、当該指定学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者その他教育委員会が必要と認める者について、教育委員会が任命する。

（新設）

3| 指定学校の校長は、当該指定学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該指定学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。

（新設）

に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めるものとする。

6| 学校運営協議会は、対象学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対し、意見を述べることができる。

7| 学校運営協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関して教育委員会規則で定める事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べることができる。この場合において、当該職員が県費負担教職員（第五十五条第一項又は第六十一条第一項の規定により市町村委員会がその任用に係る事務を行う職員を除く。）であるときは、市町村委員会を経由するものとする。

8| 対象学校の職員の任命権者は、当該職員の任用に当たつては、前項の規定により述べられた意見を尊重するものとする。

9| 教育委員会は、学校運営協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、当該学校運営協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じなければならない。

10| 学校運営協議会の委員の任免の手続及び任期、学校運営協議会の議事の手続その他学校運営協議会の運営に関し必要な事項については、教育委員会規則で定める。

4| 学校運営協議会は、当該指定学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対し、意見を述べることができる。

5| 学校運営協議会は、当該指定学校の職員の採用その他の任用に関する事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べることができる。この場合において、当該職員が県費負担教職員（第五十五条第一項又は第六十一条第一項の規定により市町村委員会がその任用に係る事務を行う職員を除く。）であるときは、市町村委員会を経由するものとする。

6| 指定学校の職員の任命権者は、当該職員の任用に当たつては、前項の規定により述べられた意見を尊重するものとする。

7| 教育委員会は、学校運営協議会の運営が著しく適正を欠くことにより、当該指定学校の運営に現に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、その指定を取り消さなければならない。

8| 指定学校の指定及び指定の取消しの手続、指定の期間、学校運営協議会の委員の任免の手續及び任期、学校運営協議会の議事の手続その他学校運営協議会の運営に関し必要な事項については、教育委員会規則で定める。

(傍線の部分は改正部分)

	改 正 案	現 行
目次		
第一章 総則（第一条—第九条）	第一章 総則（第一条—第九条）	第一章 総則（第一条—第九条）
第二章 社会教育主事等（第九条の二—第九条の七）	第二章 社会教育主事及び社会教育主事補（第九条の二—第九条の六）	第二章 社会教育主事等（第九条の二—第九条の七）
第三章 社会教育関係団体（第十条—第十四条）	第三章 社会教育関係団体（第十条—第十四条）	第三章 社会教育関係団体（第十条—第十四条）
第四章 社会教育委員（第十五条—第十九条）	第四章 社会教育委員（第十五条—第十九条）	第四章 社会教育委員（第十五条—第十九条）
第五章 公民館（第二十条—第四十二条）	第五章 公民館（第二十条—第四十二条）	第五章 公民館（第二十条—第四十二条）
第六章 学校施設の利用（第四十三条—第四十八条）	第六章 学校施設の利用（第四十三条—第四十八条）	第六章 学校施設の利用（第四十三条—第四十八条）
第七章 通信教育（第四十九条—第五十七条）	第七章 通信教育（第四十九条—第五十七条）	第七章 通信教育（第四十九条—第五十七条）
附則	附則	附則
（市町村の教育委員会の事務）	（市町村の教育委員会の事務）	（市町村の教育委員会の事務）
第五条 （略）	第五条 （略）	第五条 （略）
一〇十九	一〇十九	一〇十九
2 市町村の教育委員会は、前項第十三号から第十五号までに規定する活動であつて地域住民その他の関係者（以下この項及び第九条の七第二項において「地域住民等」という。）が学校と協働して行うもの（以下「地域学校協働活動」という。）の機会を提供する事業を実施するに当たつては、地域住民等の積極的な参加を得て当該地域学校協働活動が学校との適切な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるよう、地域住民等と学校との連携協力体制の整備、地域学校協働活動に関する普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。	（新設）	
（都道府県の教育委員会の事務）	（都道府県の教育委員会の事務）	（都道府県の教育委員会の事務）

第六条 都道府県の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ

、予算の範囲内において、前条第一項各号の事務（同項第三号の事務を除く。）を行

く。）を行うほか、次の事務を行う。

一〇五 （略）

2 前条第二項の規定は、都道府県の教育委員会が地域学校協働活動の機会を提供する事業を実施する場合に準用する。

第二章 社会教育主事等

（地域学校協働活動推進員）

第九条の七 教育委員会は、地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図

るため、社会的信望があり、かつ、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、地域学校協働活動推進員を委嘱することができる。

2 地域学校協働活動推進員は、地域学校協働活動に関する事項につき、教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う。

第六条 都道府県の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ

、予算の範囲内において、前条各号の事務（第三号の事務を除く。）を行

うほか、次の事務を行う。

一〇五 （略）

（新設）

第二章 社会教育主事及び社会教育主事補

（新設）

○ 公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和三十六年法律第百八十八号）〔附則第六条関係〕

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（教諭等の数）</p> <p>第十七条 教諭等の数は、次に定めるところにより算定した数を合計した数とする。</p> <p>一五 （略）</p> <p>六 次の表の上欄に掲げる寄宿する特別支援学校の児童及び生徒の数の区分ごとの寄宿舎を置く特別支援学校の数に当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数の合計数から公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第百十六号）第十一条第一項第八号に定めるところにより算定した数を減じて得た数</p> <p>（表略）</p>	<p>（教諭等の数）</p> <p>第十七条 教諭等の数は、次に定めるところにより算定した数を合計した数とする。</p> <p>一五 （略）</p> <p>六 次の表の上欄に掲げる寄宿する特別支援学校の児童及び生徒の数の区分ごとの寄宿舎を置く特別支援学校の数に当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数の合計数から公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第百十六号）第十一条第一項第六号に定めるところにより算定した数を減じて得た数</p> <p>（表略）</p>

○ 国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）〔附則第七条関係〕

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

（学校教育法等の特例）

第十二条の三 （略）

2～10 （略）

11 特定公立国際教育学校等に関する次の表の第一欄に掲げる法律の規定の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

現 行

（学校教育法等の特例）

第十二条の三 （略）

2～10 （略）

11 特定公立国際教育学校等に関する次の表の第一欄に掲げる法律の規定の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（第四十七条の六第一項）	属する学校	（略）
（略）	（略）	属する学校（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の三第三項第三号に規定する特定公立国際教育学校等を除く。以下この項において同じ。）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（第四十七条の五第一項）	属する学校	（略）
（略）	（略）	属する学校（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の三第三項第三号に規定する特定公立国際教育学校等を除く。）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案 参照条文 目次

○ 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第百十六号）（抄） 1

○ 義務教育費国庫負担法（昭和二十七年法律第三百三号）（抄） 8

○ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（抄） 9

○ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）（抄） 10

○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）（抄） 11

○ 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）（抄） 12

○ 公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和三十六年法律第百八十八号）（抄） 13

○ 国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）（抄） 13

○ 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）（抄） 12

○ 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）（抄） 11

○ 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第百十六号）（抄）

（学級編制の標準）

第三条 公立の義務教育諸学校の学級は、同学年の児童又は生徒で編制するものとする。ただし、当該義務教育諸学校の児童又は生徒の数が著しく少いかその他の事情がある場合においては、政令で定めるところにより、数学年の児童又は生徒を一学級に編制することができる。

2 各都道府県ごとの、公立の小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）又は中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）の一学級の児童又は生徒の数の基準は、次の表の上欄に掲げる学校の種類及び同表の中欄に掲げる学級編制の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数を標準として、都道府県の教育委員会が定める。ただし、都道府県の教育委員会は、当該都道府県における児童又は生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合には、この項本文の規定により定める数を下回る数を、当該場合に係る一学級の児童又は生徒の数の基準として定めることができる。

学校の種類	学級編制の区分	一学級の児童又は生徒の数
小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）	同学年の児童で編制する学級	四十人（第一学年の児童で編制する学級にあつては、三十五人）
	二の学年の児童で編制する学級	十六人（第一学年の児童を含む学級にあつては、八人）
中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）	学校教育法第八十一条第二項及び第三項に規定する特別支援学級	八人
	同学年の生徒で編制する学級	四十人
	二の学年の生徒で編制する学級	八人
	学校教育法第八十一条第二項及び第三項に規定する特別支援学級	八人

3 各都道府県ごとの、公立の特別支援学校の小学部又は中学部の一学級の児童又は生徒の数の基準は、六人（文部科学大臣が定める障害を二以上併せ有する児童又は生徒で学級を編制する場合にあつては、三人）を標準として、都道府県の教育委員会が定める。ただし、都道府県の教育

委員会は、当該都道府県における児童又は生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合については、この項本文の規定により定める数を下回る数を、当該場合に係る一学級の児童又は生徒の数の基準として定めることができる。

第七条 副校長、教頭、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭、教諭、助教諭及び講師（以下「教頭及び教諭等」という。）の数は、次に定めるところにより算定した数を合計した数とする。
一 次の表の上欄に掲げる学校の種類ごとに同表の中欄に掲げる学校規模ごとの学校の学級総数に当該学校規模に応する同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数（一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。以下同じ。）の合計数

学校の種類	学校規模	乗ずる数
小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）	一学級及び二学級の学校	一・〇〇〇
	三学級及び四学級の学校	一・二五〇
	五学級の学校	一・二〇〇
	六学級の学校	一・二九二
七学級の学校	一・二六四	
八学級及び九学級の学校	一・二四九	
十学級及び十一学級の学校	一・二三四	
十二学級から十五学級までの学校	一・二一〇	
十六学級から十八学級までの学校	一・二〇〇	
十九学級から二十一学級までの学校	一・一七〇	
二十二学級から二十四学級までの学校	一・一六五	
二十五学級から二十七学級までの学校	一・一五五	
二十八学級から三十学級までの学校	一・一五〇	
三十一学級から三十三学級までの学校	一・一四五	
三十四学級から三十六学級までの学校	一・一四〇	
三十七学級から三十九学級までの学校	一・一三七	
四十学級以上の学校	一・一三〇	

中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）

一学級の学校	四・〇〇〇
二学級の学校	三・〇〇〇
三学級の学校	二・六六七
四学級の学校	二・〇〇〇
五学級の学校	一・六六〇
六学級の学校	一・七五〇
七学級及び八学級の学校	一・七二五
九学級から十一学級までの学校	一・七一〇
十二学級から十四学級までの学校	一・五七〇
十五学級から十七学級までの学校	一・五六〇
十八学級から二十学級までの学校	一・五五七
二十一学級から二十三学級までの学校	一・五五〇
二十四学級から二十六学級までの学校	一・五四〇
二十七学級から三十二学級までの学校	一・五一七
三十三学級から三十五学級までの学校	一・五一五
三十六学級以上の学校	一・四八三

二 二十七学級以上の小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）の数、二十四学級以上の中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）の数及び義務教育学校の数の合計数に一を乗じて得た数

三 三十学級以上の小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）の数に二分の一を乗じて得た数、十八学級から二十九学級までの中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。以下この号において同じ。）の数に一を乗じて得た数及び三十学級以上の中学校的数に二分の三を乗じて得た数の合計数

四 小学校の分校の数、中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）の分校の数及び義務教育学校の分校の数の合計数に一を乗じて得た数

五 次の表の上欄に掲げる寄宿する児童又は生徒の数の区分ごとの寄宿舎を置く小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程の数の合計数に当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数の合計数

寄宿する児童又は生徒の数	乗ずる数
四十人以下	一
四十一人から八十人まで	二
八十一人から百二十人まで	三
百二十一人以上	四

2 小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程において、児童又は生徒の心身の発達に配慮し個性に応じた教育を行うため、複数の教頭及び教諭等の協力による指導が行われる場合、少数の児童若しくは生徒により構成される集団を単位として指導が行われる場合、教育課程（小学校の教育課程及び義務教育学校の前期課程の教育課程を除く。）の編成において多様な選択教科が開設される場合又は専門的な知識若しくは技能に係る教科等（小学校の教科等及び義務教育学校の前期課程の教科等に限る。）に関し専門的な指導が行われる場合には、前項の規定により算定した数に政令で定める数を加えた数を教頭及び教諭等の数とする。この場合において、当該政令で定める数については、当該学校の校長及び当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会の意向を踏まえ、当該学校において児童又は生徒の心身の発達に配慮し個性に応じた教育を行うのに必要かつ十分なものとなるよう努めなければならない。

3 前二項に定めるところにより算定した数（以下この項において「小中学校等教頭教諭等標準定数」という。）のうち、副校长及び教頭の数は二十七学級以上の小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下この項において同じ。）の数と二十四学級以上の中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。以下この項において同じ。）の数との合計数に二を乗じて得た数、九学級から二十六学級までの小学校の数、六学級から二十三学級までの中学校的数及び義務教育学校の数の合計数に一を乗じて得た数、六学級から八学級までの小学校的数に四分の三を乗じて得た数並びに三学級から五学級までの中学校的数に二分の一を乗じて得た数の合計数（以下この項において「小中学校等教頭等標準定数」という。）とし、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭、教諭、助教諭及び講師の数は小中学校等教頭教諭等標準定数から小中学校等教頭等標準定数を減じて得た数とする。

第十一条 教頭及び教諭等の数は、次に定めるところにより算定した数とする。

第一次の表の上欄に掲げる部の別ごとに同表の中欄に掲げる部の規模ごとの部の学級総数に当該部の規模に応ずる同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数の合計数

小学部

中学部

一学級の部	二学級の部	三学級の部	四学級の部	五学級の部	六学級の部	七学級の部	八学級及び九学級の部	十学級及び十一学級の部	十二学級から十五学級までの部	十六学級から十八学級までの部	十九学級から二十一学級までの部	二十二学級から二十四学級までの部	二十五学級から二十七学級までの部	二十八学級から三十学級までの部	三十一学級から三十三学級までの部	三十四学級から三十六学級までの部	三十七学級から三十九学級までの部	四十学級以上の部
一一 ・ 七五〇	一一 ・ 六六〇	一二 ・ 六〇〇	一二 ・ 六六七	二二 ・ 六〇〇	三三 ・ 六〇〇	四四 ・ 六〇〇	一一 ・ 一三〇	一一 ・ 一三三	一一 ・ 一三七	一一 ・ 一四〇	一一 ・ 一五〇	一一 ・ 一六五	一一 ・ 一七〇	一一 ・ 一八〇	一一 ・ 一九〇	一一 ・ 二〇〇	一一 ・ 二一〇	一一 ・ 二三四
一一 ・ 七五〇	一一 ・ 六六〇	一二 ・ 六〇〇	一二 ・ 六六七	二二 ・ 六〇〇	三三 ・ 六〇〇	四四 ・ 六〇〇	一一 ・ 一三〇	一一 ・ 一三三	一一 ・ 一三七	一一 ・ 一四〇	一一 ・ 一五〇	一一 ・ 一六五	一一 ・ 一七〇	一一 ・ 一八〇	一一 ・ 一九〇	一一 ・ 二〇〇	一一 ・ 二一〇	一一 ・ 二六四
一一 ・ 七五〇	一一 ・ 六六〇	一二 ・ 六〇〇	一二 ・ 六六七	二二 ・ 六〇〇	三三 ・ 六〇〇	四四 ・ 六〇〇	一一 ・ 一三〇	一一 ・ 一三三	一一 ・ 一三七	一一 ・ 一四〇	一一 ・ 一五〇	一一 ・ 一六五	一一 ・ 一七〇	一一 ・ 一八〇	一一 ・ 一九〇	一一 ・ 二〇〇	一一 ・ 二一〇	一一 ・ 二九二

七学級及び八学級の部

一・七二五

九学級から十一学級までの部

一・七二〇

十二学級から十四学級までの部

一・五六〇

十五学級から十七学級までの部

一・五七〇

十八学級から二十学級までの部

一・五五七〇

二十一学級から二十三学級までの部

一・五五〇

二十四学級から二十六学級までの部

一・五二〇

二十七学級から三十二学級までの部

一・五一七

三十三学級から三十五学級までの部

一・五一五

三十六学級以上の部

一・四八三

二 小学部及び中学部の学級数が二十七学級以上の特別支援学校の数に二を乗じて得た数と中学部の学級数が十八学級以上の特別支援学校の数に一を乗じて得た数との合計数

三 小学部及び中学部の児童及び生徒の数が百一人から百五十人までの特別支援学校の数に二を乗じて得た数並びに小学部及び中学部の児童及び生徒の数が百五十一人から二百人までの特別支援学校の数に二を乗じて得た数並びに小学部及び中学部の児童及び生徒の数が二百一人以上の特別支援学校の数に三を乗じて得た数の合計数

四 次の表の上欄に掲げる特別支援学校の区分ごとの学校（小学部及び中学部が置かれていないものを除く。）の数に当該特別支援学校の区分に応ずる同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数の合計数と小学部及び中学部の学級数が七学級以上の特別支援学校ごとに当該学校の小学部及び中学部の学級数から六を減じて得た数に四分の一（肢体不自由者である児童又は生徒に対する教育を主として行う特別支援学校にあつては、三分の一）を乗じて得た数の合計数とを合計した数

特別支援学校の区分		
		乗ずる数
視覚障害者である児童又は生徒に対する教育を主として行う特別支援学校		四
聴覚障害者である児童又は生徒に対する教育を主として行う特別支援学校	四	
知的障害者である児童又は生徒に対する教育を主として行う特別支援学校	五	

肢体不自由者である児童又は生徒に対する教育を主として行う特別支援学校

七

病弱者（身体虚弱者を含む。）である児童又は生徒に対する教育を主として行う特別支援学校

五

五 特別支援学校の分校の数に一を乗じて得た数

六 次の表の上欄に掲げる寄宿する小学部及び中学部の児童及び生徒の数の区分ごとの寄宿舎を置く特別支援学校の数に当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数の合計数

寄宿する小学部及び中学部の児童及び生徒の数	乗ずる数
八十人以下	二
八十一人から二百人まで	三
二百一人以上	四

2 前項に定めるところにより算定した数（以下この項において「特別支援学校教頭教諭等標準定数」という。）のうち、副校长及び教頭の数は小学部及び中学部の学級数が六学級から二十六学級までの特別支援学校の数に一を乗じて得た数と小学部及び中学部の学級数が二十七学級以上の特別支援学校の数に二を乗じて得た数との合計数（以下この項において「特別支援学校教頭等標準定数」という。）とし、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭、教諭、助教諭及び講師の数は特別支援学校教頭教諭等標準定数から特別支援学校教頭等標準定数を減じて得た数とする。

（教職員定数の算定に関する特例）

第十五条 第七条から第九条まで及び第十一条から前条までの規定により教頭及び教諭等、養護教諭等、栄養教諭等、寄宿舎指導員並びに事務職員の数を算定する場合において、次に掲げる事情があるときは、これらの規定により算定した数に、それぞれ政令で定める数を加えるものとする。この場合において、当該政令で定める数については、公立の義務教育諸学校の校長及び当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会の意向を踏まえ、当該事情に対応するため必要かつ十分なものとなるよう努めなければならない。

一小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程の存する地域の社会的条件についての政令で定める教育上特別の配慮を必要とする事情

二 小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程（第八条の二第三号の規定により栄養教諭等の数を算定する場合にあつては、共同調理場に係る小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程とする。）において教育上特別の配慮を必要とす

る児童又は生徒（障害のある児童又は生徒を除く。）に対する特別の指導であつて政令で定めるものが行われていること。

三 障害のある児童又は生徒に対する特別の指導が行われてることその他当該学校において、障害のある児童又は生徒に対する指導体制の整備を行うことについて特別の配慮を必要とする事情として政令で定めるもの

四 主幹教諭を置く小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程の運営体制の整備について特別の配慮を必要とする事情として政令で定めるもの

五 小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程において多様な教育を行うための諸条件の整備に関する事情であつて事務処理上特別の配慮を必要とするものとして政令で定めるもの

六 当該学校の教職員が教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十二条第三項に規定する長期にわたる研修を受けていること、当該学校において教育指導の改善に関する特別な研究が行われていることその他の政令で定める特別の事情

（分校等についての適用）

第十六条 第七条から第九条まで及び第十二条から前条までの規定（第七条第一項第四号、第八条第一号及び第二号、第八条の二第一号及び第二号、第九条第一号及び第二号並びに第十二条第一項第五号の規定を除く。）の適用については、本校及び分校は、それぞれ一の学校とみなす。

2 義務教育諸学校の統合に伴い必要となつた校舎の建築が完成しないため、統合前の学校の校舎で授業を行なつてゐる場合には、統合に伴い必要となつた校舎の建築が完成するまでは、第七条から第九条まで及び第十二条から前条までの規定の適用については、統合前の学校は、それぞれ一の学校とみなす。

3 第八条第一号又は第九条第一号の規定の適用については、同一の設置者が設置する小学校と中学校（中等教育学校の前期課程を含む。以下この項において同じ。）でこれらの規定の適用の区分に従いそれぞれ政令で定める規模のものの敷地が同一である場合又は政令で定める距離の範囲内に存する場合には、当該小学校及び中学校は、一の学校とみなす。

○ 義務教育費国庫負担法（昭和二十七年法律第三百三号）（抄）

（教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担）

第二条 国は、毎年度、各都道府県ごとに、公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部（学校給食法（昭和二十九年法律第二百六十号）第六条に規定する施設を含むものとし、以下「義務教育諸学校」という。）に要する経費の

うち、次に掲げるものについて、その実支出額の三分の一を負担する。ただし、特別の事情があるときは、各都道府県ごとの国庫負担額の最高限度を政令で定めることができる。

一 市（特別区を含む。）町村立の義務教育諸学校に係る市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条に掲げる職員の給料その他の給与（退職手当、退職年金及び退職一時金並びに旅費を除く。）及び報酬等に要する経費（以下「教職員の給与及び報酬等に要する経費」という。）

二 都道府県立の中学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第七十一条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すものに限る。）、中等教育学校及び特別支援学校に係る教職員の給与及び報酬等に要する経費

○ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（抄）

第二十八条 第三十七条第六項、第八項及び第十二項から第十七項まで並びに第四十二条から第四十四条までの規定は、幼稚園に準用する。

第三十七条 小学校には、校長、教頭、教諭、養護教諭及び事務職員を置かなければならない。

②～⑬ （略）

⑭ 事務職員は、事務に従事する。

⑮～⑯ （略）

第四十九条 第三十条第二項、第三十一条、第三十四条、第三十五条及び第三十七条から第四十四条までの規定は、中学校に準用する。この場合において、第三十条第二項中「前項」とあるのは「第四十六条」と、第三十一条中「前条第一項」とあるのは「第四十六条」と読み替えるものとする。

第四十九条の八 第三十条第二項、第三十一条、第三十四条から第三十七条まで及び第四十二条から第四十四条までの規定は、義務教育学校に準用する。この場合において、第三十条第二項中「前項」とあるのは「第四十九条の三」と、第三十一条中「前条第一項」とあるのは「第四十九条の三」と読み替えるものとする。

第六十二条 第三十条第二項、第三十一条、第三十四条、第三十七条第四項から第十七項まで及び第十九項並びに第四十二条から第四十四条までの規定は、高等学校に準用する。この場合において、第三十条第二項中「前項」とあるのは「第五十一条」と、第三十一条中「前条第一項」とあるのは「第五十二条」と読み替えるものとする。

第七十条 第三十条第二項、第三十一条、第三十四条、第三十七条第四項から第十七項まで及び第十九項、第四十二条から第四十四条まで、第五十九条並びに第六十条第四項及び第六項の規定は中等教育学校に、第五十三条から第五十五条まで、第五十八条、第五十八条の二及び第六十一条の規定は中等教育学校の後期課程に、それぞれ準用する。この場合において、第三十条第二項中「前項」とあるのは「第六十四条」と、第三十一条中「前条第一項」とあるのは「第六十四条」と読み替えるものとする。

② (略)

第八十一条 (略)

② 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校には、次の各号のいずれかに該当する児童及び生徒のために、特別支援学級を置くことができる。

- 一 知的障害者
- 二 肢体不自由者
- 三 身体虚弱者
- 四 弱視者
- 五 難聴者
- 六 その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当なもの

③ 前項に規定する学校においては、疾病により療養中の児童及び生徒に対して、特別支援学級を設け、又は教員を派遣して、教育を行うことができる。

第八十二条 第二十六条、第二十七条、第三十一条（第四十九条及び第六十二条において読み替えて準用する場合を含む。）、第三十二条、第三十四条（第四十九条及び第六十二条において準用する場合を含む。）、第三十六条、第三十七条（第二十八条、第四十九条及び第六十二条において準用する場合を含む。）、第四十二条から第四十四条まで、第四十七条及び第五十六条から第六十条までの規定は特別支援学校に、第八十四条の規定は特別支援学校の高等部に、それぞれ準用する。

- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）（抄）
(職員)

第十四条 (略)

2 幼保連携型認定こども園には、前項に規定するもののほか、副園長、教頭、主幹保育教諭、指導保育教諭、主幹養護教諭、養護教諭、主幹栄養教諭、栄養教諭、事務職員、養護助教諭その他必要な職員を置くことができる。

3 35 14 (略)

15 事務職員は、事務に従事する。

16 35 19 (略)

○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）（抄）

(任命)

第四条 (略)

2 25 4 (略)

5 地方公共団体の長は、第二項の規定による委員の任命に当たつては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうちに保護者（親権を行う者及び未成年後見人をいう。第四十七条の五第二項において同じ。）である者が含まれるようになければならない。

第四十七条の五 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校のうちその指定する学校（以下この条において「指定学校」という。）の運営に関して協議する機関として、当該指定学校ごとに、学校運営協議会を置くことができる。

2 学校運営協議会の委員は、当該指定学校の所在する地域の住民、当該指定学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者その他教育委員会が必要と認める者について、教育委員会が任命する。

3 指定学校の校長は、当該指定学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該指定学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。

4 学校運営協議会は、当該指定学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

5 学校運営協議会は、当該指定学校の職員の採用その他の任用に関する事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べることができる

。この場合において、当該職員が県費負担教職員（第五十五条第一項、第五十八条第一項又は第六十一条第一項の規定により市町村委員会がその任用に関する事務を行う職員を除く。）であるときは、市町村委員会を経由するものとする。

6 指定学校の職員の任命権者は、当該職員の任用に当たつては、前項の規定により述べられた意見を尊重するものとする。

7 教育委員会は、学校運営協議会の運営が著しく適正を欠くことにより、当該指定学校の運営に現に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、その指定を取り消さなければならない。

8 指定学校の指定及び指定の取消しの手続、指定の期間、学校運営協議会の委員の任免の手続及び任期、学校運営協議会の議事の手続その他学校運営協議会の運営に関する必要な事項については、教育委員会規則で定める。

○ 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）（抄）

（市町村の教育委員会の事務）

第五条 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う。

一～十二（略）

十三 主として学齢児童及び学齢生徒（それぞれ学校教育法第十八条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。）に対し、学校の授業の終了後又は休業日において学校、社会教育施設その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動の機会を提供する事業の実施並びにその奨励にすること。

十四 青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励にすること。

十五 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して学校、社会教育施設その他地域において行う教育活動その他の活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。

十六～十九（略）

（都道府県の教育委員会の事務）

第六条 都道府県の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、前条各号の事務（第三号の事務を除く。）

を行うほか、次の事務を行う。

一〇五 (略)

- 公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和三十六年法律第百八十八号）（抄）
(教諭等の数)

第十七条 教諭等の数は、次に定めるところにより算定した数を合計した数とする。

一〇五 (略)

六 次の表の上欄に掲げる寄宿する特別支援学校の児童及び生徒の数の区分ごとの寄宿舎を置く特別支援学校の数に当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数の合計数から公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第百十六号）第十一項第六号に定めるところにより算定した数を減じて得た数

(表略)

- 国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）（抄）
(学校教育法等の特例)

第十二条の三 (略)

2〇10 (略)

11 特定公立国際教育学校等に関する次の表の第一欄に掲げる法律の規定の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）	(略)	(略)	(略)
第四十七条の五第一項	属する学校	属する学校（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の三第三項第三号に規定する特定公立国際教育学校等を除く。）	属する学校（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の三第三項第三号に規定する特定公立国際教育学校等を除く。）

○ 教育公務員特例法

(昭和二十四年法律第一号)

(抄)

(略)

○ 教育公務員特例法

(昭和二十四年法律第一号)

(抄)

(略)

○ 教育公務員特例法

(昭和二十四年法律第一号)

(抄)

(略)

○ 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）（抄）
（初任者研修）

第二十三条 公立の小学校等の教諭等の任命権者は、当該教諭等（政令で指定する者を除く。）に対して、その採用（現に教諭等の職以外の職に任命されている者を教諭等の職に任命する場合を含む。附則第四条第一項において同じ。）の日から一年間の教諭又は保育教諭の職務の遂行に必要な事項に関する実践的な研修（以下「初任者研修」という。）を実施しなければならない。

2・3 （略）

